

ハンブルクの楽師組合

上尾 信也

I はじめに

ヨーロッパ中世において、賤民身分であった楽師⁽¹⁾は、歴史の進展とともに徐々にその社会的地位を獲得し、近現代にはいわゆる「芸術家」として高い社会的評価を受けるものも現われてくる。彼らのこのような社会的な身分の変質とその階級分化の過程は、様々な歴史的社会的条件と結びついた社会的地位獲得への三通りの「あり方」として理解される。そのあり方は、「君侯保護下の楽師」「都市保護下の楽師」「広域の団体保護下の楽師」という当時の楽師の支配層との関係⁽²⁾と結びついたものである。君侯保護下の楽師は、宮廷社会に入りこみ、まず仕える身分「奉公人」としての社会的地位を得た。都市保護下の楽師は、都市において楽師組合を結成し、また都市の何らかの役職に関与し、市民社会の一員となった。広域の団体保護下の楽師は、教会に直接付属することを社会的地位獲得のひとつの手段とした⁽³⁾。これらのあり方は、もちろん楽師個人の選択に任されることは稀で、集団の歴史的社会的な状況によるものであった。

特に、都市における楽師組合の結成とその崩壊は、職業としての音楽家を考えるうえで、非常にドラマチックな要素を含んだ現象である。遍歴放浪の身であった楽師が、12世紀の半ば辺りから、徐々に都市に定住しはじめる。あるものは、都市当局により雇用され、さらに都市の音楽家職に任命されることにより社会的地位を獲得する。また、あるものは自らの権益を守り相互扶助を目的とした同業者組合類似の楽師組合を形

成する⁽⁴⁾。その活動において楽師組合は、楽師の賤民視脱却の過程のなかで重要な役割を果たしたのである。

小論の主眼は、中世後期から近世初頭にかけて存在したハンブルクの楽師組合⁽⁵⁾をもとに、楽師組合の盛衰と楽師の社会的地位の変遷を考察することである。

II 中世都市と楽師層

a <都市への定住> 中世の都市の諸記録⁽⁶⁾に記された楽師は、初期には「遍歴の楽師・芸人⁽⁷⁾」として説明されていた。楽師とは、もともとは器楽の演奏を中心としながらも、曲芸師・動物使い・見世物師などの芸人とともに人を楽しませる様々な芸を職業とする人々の総称であった。彼らの中には、王侯に気に入られその宮廷に長期にわたり留まるものも、13世紀には都市に居住するものも現われてくるが、その大部分は日々の糧を求めて遍歴・放浪のうちに過ごしていたのである。つまり、この時期の楽師は、王侯の宮廷に召し抱えられていたものから、遍歴・放浪のものまでを含めた幅広い層をなしていた。そして、彼らは一般に賤民身分とみなされていた。教会によってミサを与えられず、またまともな(ehrlich)職業の組合にも加われないという社会的差別の対象であった⁽⁸⁾。

この遍歴の楽師が、何らかの職務を帯び都市に定住し始めるのは13世紀頃からといわれている。当初は「楽師街」といわれる一種の隔離空間を形成し、市民との共住を許されてはいなかった。史料に現われる楽師定住の初期の例には、都市と関連した記述として、1225年と1236年のParisでの“vicus viellatorum”, “vicus jocularorum”, 1227年のBraunschweigの“dre speleman dere stat”, 1231年のKölnでの“plactea jocularorum”⁽⁹⁾などがある。また、楽師への敷地家屋売却例には、1283年Hamburgの“Johannes tympanista”(太鼓奏者ヨハンネス)、翌1284年のKölnの楽師“Godefried Minnebode”への記録が初期のものである。楽師街については、1272年のKölnの“Spilmansgassen”や1300年のHalle

an der Saale での“spelelustrate”などの記録がある。さらに楽師の関与した裁判の記録も、1277年のLübeckでの“histriones impudicos”（不貞を働いた楽師）の例として残っている⁶⁰。

また「塔の番人・塔の楽師」といった都市の公職に楽師が就いた例も、1280年のLübeckをはじめとして、1310年のBruggeの“wachters”，1311年のMechlinの“Torenwechter”，1314年のLeicesterの“trumpeter”と多い。楽師が都市に居住し、活動が盛んになるに従って、都市当局による何らかの監督も必要となってくる。その例が、「婚礼祝宴条令」や「楽師法」の発布であり、初期の例は、1286年Stadeの“lusores”，“histriones”に関する条令や布告，1295年Ieperの楽師への婚礼への参加と報酬に関する条令や布告，1343年のWismarの“Spilleuteordnung”（楽師法）に認められる⁶¹。また都市領域内の楽師を監督する「Spielgraf職」⁶²への市民の任命も楽師の都市定住の証左である。例えば、1303年にBremenで“comes joculatorum”への、1316年にLübeckで“comes joculatorum”への、1320年にRegensburgで“spilgrafen”への任命が行われている⁶³。

b <都市音楽家職> 主にドイツの都市では14世紀頃から、市参事会は都市に居住・定住した楽師を定期的に雇用し始めた。不定期の雇用例はその少し前の時期の、1292年と1297年のBruggeの“histriones”“histrionibus ville”，1308年のLuccaの“trombetta et tubatores lucani comunis”などの記述⁶⁴で、主に報酬の支払い記録として現われる。14世紀半ばになると、楽師の定期雇用の例は、1335年のLüneburgの“figelatori consulum”，⁶⁵ 1339年のBremenの“rades trometer”，⁶⁶ Hamburgでは1350年の“ioculatores nostri”⁶⁷と1466年の“fistulator civitatis”⁶⁸、1357年のDuisburgの“Wilhelmo histrioni”，⁶⁹ 1378年のStadeの“fistulator(es) dominorum consulum”⁷⁰などという記述で、楽師は固定給与者として多く記録されている⁷¹。

小都市では、マイスター格の楽師が“Prinzpal”と呼ばれ都市の職務を務めていたが、並みの規模の都市ではマイスター格の他に何人かの職

人格・徒弟格の楽師が助手として存在した。3～5人が通常の定期雇用の人数であった。Nürnberg, Augsburg, Leipzigなどの中世では中規模の都市では、6, 7人の楽師を雇っていた。大都市であったLübeckでは、1467年以来9人の楽師を市参事会は定期雇用していた。²³

都市に雇用されたこのような楽師が、明確に「都市の音楽家職 Stadt-pfeifer; Ratsmusikant」と呼ばれるのはおよそ16世紀頃からである。おそらくその時期から公職としての都市の音楽家職の地位が確立したものである。つまりその職務は、「都市で催されるすべての音楽²⁴を、報酬²⁵を代償として、独占的に指導する特権を有する²⁶」ものであった。Regensburg (1403年)²⁷やBremen (1419年)の例にみられるように、15世紀頃から、都市は都市の音楽家職に「任命辞令」などを付与し、彼らの義務と権利を保証していたようである。

またこの職に就くために、楽師は市民権を持っているか、就くと同時に市民権を付与されねばならなかった²⁸。つまり、楽師が市民権を獲得し、「unehrlich」から「ehrllich」な存在になり、他の市民と法的に対等となることが、この職の社会的な価値であった。従って、都市雇用の音楽家、つまり都市の音楽家職に就くことは、賤民視されていた楽師が、それによってもたらされた法的、社会的、経済的なあらゆる差別から脱却するための、社会的地位を獲得する一つの方法なのであった。そればかりでなく、都市の音楽家職に与えられた、都市での音楽活動の独占という特権は、この地位をさらに社会的に確立するものであった。「(同職は)他のすべての音楽家より優位に立つものであり、そう遇せられるべきものである」(Dresden, 1652年)²⁹という記述からもわかるように、この地位は、都市居住の楽師層の最上位に位置することを公権力から保証されていた。またこのことは、楽師という職業層内部での階級の分化とヒエラルキーの形成を促した要因ともいえよう。

III 楽師組合

a <成 立> 中世後期から近世初頭にかけて、都市の音楽生活は「都市の音楽家職」に指導されているとはいっても、都市当局に定期雇用されず、市井での演奏で生計を立てている圧倒的多数の楽師に多くを負っていた。それは、楽器に熟達したからといって、楽師すべてが都市の音楽家職などの公職に就けるといった競争原理に依っていたわけでもなく、かえってこれらの公職の閉鎖的性格により、一般の楽師が都市の音楽家職に登用されることは稀であった。従って、都市に居住する楽師の数が増えれば増えるほど、言わば日雇いの楽師の数は増加し、熾烈な就職競争も起こってくるのである。就業の特権と社会的地位が保証されているとはいえ、都市の音楽家職層にとってもこれは生活を脅かす、楽師全体の問題であった。そのため、都市の音楽家層と町楽師層は共に、その収入や社会的地位の向上を計るため、しばしば、一般の手工業者組合類似の「楽師組合」を結成したのである。

都市による設立許可状や、都市当局から承認された組合同規約、または都市当局の批准なしの組合の内規といった史料が、このような楽師組合の結成を今日に伝えている。このような楽師組合は、その規約をみるかぎり、外部の競争者を排除し、²⁹⁾都市や地域の領域内での音楽活動の独占と、組合成員の相互扶助を、その目的としている。その意味で他の職種と同業者組合の性格と類似しているが、賤民視という社会的な差別意識が、楽師組合の性格を一般のそれとは多少異なったものにしてている。

b <類 型> 楽師組合を示唆する最初期の史料には、1194年のArrasの“Registre de la confrérie des jongleurs et bourgeois d'Arras”,³⁰⁾1288年のWienの「聖ニコライ兄弟団 St. Nikolai-Brüderschaft」の設立に関するもの、1310年のLuccaでの“societas seu compagnia”についての記述、1321年設立のParisの「聖ジュリアンの楽師同宗団 Confrérie de St. Julien des Ménestriers」の規約などがある。楽師組合の結成時期に関していえば、地域差はあるにしろ1300年を境にして徐々に結成され始

めてはいるが、14世紀末からが本格的な結成期と思われる⁶⁰。さらに16、17世紀のその活動の最盛期を迎えたようであった。

楽師組合といっても、その様相は地域や時代によっても様々である。端的に示すとすれば、それは「楽師組合」の呼称によく現われている。例えばいちばん一般的であったのは、「同宗団・兄弟団」と訳される“Bruderschaft, Fraternity, Confrérie, Confradia, Confraternitas”⁶¹であり、もちろんこれはそれぞれの言語地域に当てはまる事は言う迄もないが、全時期を通じて使われた。“Gilde, Zunft”などを使った例は16世紀以降に少例みられる⁶²。さらに“Company, Corporation, Kameradschaft, Societas, Collegium”などと呼ばれた集団も楽師組合的性格を有していた⁶³。

また楽師組合は、“roi des ménestrels, rex, Pfieferkönig”と呼ばれる楽師王⁶⁴を庇護領主に戴くものもあった。さらに組合がSpielgraf 職に監督されたり⁶⁵、楽師の学校が設立された記録も残存する⁶⁶。このような楽師王やSpielgraf 職、楽師の学校の存在が楽師組合の存在と関連があることは確かであろう。

c <規約と実態> その楽師組合を分析するために、時代的地域的に異なるいくつかの例を挙げてみたい。まず、最も初期に規約を残した楽師組合の一つであるパリの Confrérie de St. Julien des Ménestriers (聖ジュリアンの楽師同宗団)である⁶⁸。この楽師組合の規約は、1321年9月14日付で、宮廷付き楽師パリゼ Pariset によって起草され、参加した37人のパリ在住の楽師の同意を得て、パリ奉行(prevôt de Paris)に提出された。その後1331年には、聖ジュリアン礼拝堂内に貧民救済の施療組織を設置した記録も残されている。この楽師組合は1773年に解散した。規約の全体は11箇条からなり、その第1条において、その組合による営業独占をうたい、他の諸箇条では、営業独占に関しての細目規定と、組合成員間での就業機会の均等規定、規約の違反者への処罰規定が記されている。またその第5条によると、この組合に加入している楽師は、親方として徒弟を持っていたことがわかる。その徒弟関係について幾度か言及

されていることから、ともかく親方徒弟制が敷かれていたことは明らかである。以上からこの楽師組合は、一般の同業者組合と同様の性格を備えていたといえよう。

ドイツでは、1458年に成立したヴェルテンベルク地方の「聖母マリアの楽師組合 Bruderschaft zur Heilige Mutter Maria」の規約“Den Trompetern, Pfeiffern und Lautenschlägern wird ihre gemachte Gesellschaft bestetigt”が初期の例として知られている⁶⁹。ここでは1583年に成立したMünsterの楽師組合格約をみてみたい⁶⁹。規約は全文16箇条から成る。組織については第2条と第3条によれば、楽師組合の長として2名の長老(Altersleute)が成員によって選ばれ、両者が彼らの選ぶ管理役(Schaffer)の補佐を受けつつ、組合を指導する。第9条では、長老が成員間の諍いの裁定と罰金による処罰にあたるが、当事者は上部権力である市参事会に不服を訴えることができる。また、第4条では、成員の葬式への全員の出席義務が、第6条には、守護聖人である聖セシリアの祝日(11月22日)に教会で音楽ミサを挙げ、集会を催す旨が定められている。慈善行為として第7条には、その集会での飲食の残り物を貧民に与えることが記されている。就業の独占に関しては、第5条の組合に加入希望者は成員へ贈与をする旨が定められているのみである。相互扶助に関しては第15条に、成員が貧困ないし病気になった際には、長老が組合金庫からできるだけの援助を与えるとしている。

いまひとつ、都市農村を含む広域の楽師組合であったアルザスの楽師組合の例を挙げたい。アルザスの楽師組合は、おそらく15世紀後半に結成され、1494年には最初の規約が制定された⁶⁹。それは蔑視されていた旅芸人の地位から、自らを引き上げるために、「楽師たちの祝祭(Pfiferdaj)」や守護聖人の祝祭を契機として結成された。その初期の目的は、楽師組合維持のための規約制定や収入の一部を代償として自分たちを庇護してくれる上部権力を見出すことであった。その後何回か規約は制定されているが、ここで取り上げるのは1606年の規約である⁶⁹。この規約は、アル

ザス、オー＝ラン県リヴォーヴィレの楽師同宗団による26箇条の規約である。楽師たちが庇護を求めた領主(楽師王)のリヴォー・ピエール家第15代当主エベラル(1570-1637)により、1606年3月16日付で制定された。⁴³この規約を見てみると、まず楽師組合の営業独占と排他性といった特徴が見出せる。⁴⁴第4条では、流れ者である遍歴楽師を事実上受け付けず、定住者(当地出身者)でなければ、生地(領主)による入団許可証を提出せねばならなかった。組織や規範に関しては、第9条では、組合の役員として判官の、第11条では執事の役職の設置が定められているほか、成員の組合行事への欠席に対する厳罰が定められている。教会との結びつきや、教会を通じての貧民など社会的弱者への喜捨も定められている。⁴⁵

このような楽師組合の結成は、都市居住の楽師たちの経済的活動と社会的地位の向上を計るためのものであると述べた。組合結成とそれによる音楽活動の独占や相互扶助によって、楽師個人の収入の安定が可能であったことは、容易に想像がつく。さらに、社会的地位の向上に関しては以下の様に説明がつくのではないだろうか。

『ザクセンシュピーゲル』などの当時の法令からもわかるように、中世では、遍歴の楽師、つまり都市定住以前の楽師は、明らかに賤民身分に属していた。⁴⁶しかし13, 14世紀の楽師の都市定住化の進行により、法的には賤民身分から脱却した。前述のように都市の公職に就き市民権を付与された楽師も出現し始めた。加えて、中世末期から近世初期までには賤民身分に対する法的な蔑視は、ほとんど払拭されたのである。⁴⁷これに伴って、未だ遍歴・放浪の身である楽師を除き、都市に定住を許された楽師は、法的にはほぼ賤民視を免れ得たのであった。

しかし賤民は、未だ社会的な差別の対象であり続けた。例えば、彼らや彼らの子弟はまともな職業の組合に加入することができないばかりでなく、洗礼に際して代父になりうる資格、教会での席次、結婚、葬式などで未だ差別を被っていた。⁴⁸1548年の『帝国警察令』の第37条において、楽師に対する社会的差別を禁じていることから、逆に彼らへの継続した

蔑視が窺える。⁶⁹1577年の『帝国警察令』の第29条から第31条にかけても同様の社会的差別の傍証である。⁶⁹

楽師に対してのこのような社会的蔑視が続くなかで、都市居住の楽師たちは、彼らの社会的地位の向上を計るためにも、一般の同業者組合に類似した楽師組合を組織せねばならなかったのである。そのための手段の一つが、一般同業者組合と同様の宗教的要素の楽師組合の取り入れである。その意味からも、楽師組合は「兄弟団・同宗団」と呼ばれるのである。例えば、組合付きの祭壇の設置、祭壇付きの聖職者の雇用、会員による寄進や喜捨などの慈善行為といった教会を媒介とした活動は、それまで賤しめられていた楽師身分の名誉を回復するに相応しい行動であった。⁶⁹かつてはミサへの参列すら許されていないはずの賤民身分である楽師が、このように教会に対して喜捨や慈善活動を行い、それが公然と認められることは、とりもおさず彼ら楽師身分の社会的評価の向上と結びついていた行為であった。

d <小 括> 以上から、賤民視されていた楽師身分が、放浪・遍歴の状態から都市に定住し、楽師組合を結成することによって、社会的地位を計ろうとした、音楽家という職業層の賤民身分からの脱却の一つの図式が描けるのである。

また、その対象であった都市に居住する音楽家層の構造を考えてみると、都市に雇用されていた楽師、後の都市の音楽家職と、それ以外の公職に就いていない楽師という構成層の二分化で捉えることは、楽師の歴史の実態に即してはいない。むしろ、組合をキーとして、組合所属と非所属の楽師⁶⁹が都市に居住しており、なかでも組合所属の楽師が、歴史的地理的条件に応じて都市当局に雇用されるようになっていったと捉える方が、都市の音楽家職と楽師組合の平行な関係を説明できよう。

IV ハンブルクの楽師組合

a <史料と歴史的位罫> 小括を受け、さらには楽師を含む音楽家全

体の社会的地位についてより詳しく見るために、17世紀に活動したハンブルクの楽師組合の規約と活動を紹介してみたい。ハンブルクの楽師組合は、先に述べたように、楽師組合のなかでは最も後期のもののひとつとして位置付けられるものであり、またその規約(「グリュン・ロール Grüne-Rolle」)⁶³も、他の規約資料のなかでも時代的に最も後期に属するもののひとつである。しかし、その規約は過去の同種の規約のほとんどの特徴を含むということで典型的であり、さらに1700年を境にして楽師組合は急激に衰退をみるが、この規約の成立時期もそこに一致する。その意味で楽師組合の性格と盛衰を推測する格好の資料といえよう。

また、ハンブルクという都市に関して言えば、17世紀はリュウベックに代わるハンザの新しい中心都市として、また、新大陸を含む新貿易・経済ネットワークの拠点として繁栄を迎える。経済的な繁栄と宗教改革の成功による思想的基盤が、都市文化を活性化させ、ハンブルクは北ドイツにおける音楽活動の中心としての地位をこれ以後保ち続けるのである。

さて、主眼の楽師組合の分析に入る前に、まず前提となる17世紀ハンブルクの音楽状況を特に音楽家の職業層の面について簡単に触れる必要がある。

b 〈ハンブルクの音楽的状況〉 近代の初頭である17世紀には、都市に居住する音楽家層内部での職種の分化や地位の格差は、以前に比べより先鋭化してくる。ハンブルクを始め北ドイツの都市の多くでは、職業音楽家は世俗と教会の二つの領域に属していた。世俗の領域に属する音楽家層は、組合所属の楽師を含む市井で活動する者たちであり、宮廷や都市当局に仕える者たちである。もう一方の教会領域に属する音楽家は、プロテスタント地域では教区監督(Superattendant/Superintendent)に管轄される教会音楽家たちである。

1610年頃のハンブルク市全体では、都市の音楽活動の最高責任者として「市の音楽監督(Stadtmusikdirektor)」が、市参事会より任命されていた。初期には、この職は世俗領域の監督のみを行っていたが、1593年

以降教区監督の廃止により教会の監督権が市参事会に移ってからは、「都市の音楽家職」の長である「Ratsmusikdirektor」⁶⁰が市の音楽監督を務め、教会音楽も併せて監督することになった。その際「ハンブルク大聖堂音楽監督／大聖堂カントール」の称号も与えられることもあった。さらに、ドイツ最初の市民経営のオペラ劇場として名高い鷺鳥市場のオペラ劇場設立以後は、その音楽監督も兼ねることもあった。ハンブルク市の音楽監督職は、就任した音楽家の個々の活動に応じて様々な役職との兼任が可能であったのである。

楽師組合と大いに関わる世俗領域の構成に関しては、⁶⁰その最高位が「市の音楽監督職」であり、次位の公職が「都市の音楽家職」であった。1610年頃の都市の音楽家職の定数は8名、1665年には15名、1713年には7名と推移している。⁶⁰ さらに都市の音楽家職の補佐として2名の「助手職(Expectant)」も任命されていた。両者は市参事会に仕え市金庫から定給を支給されていた。

しかし、大部分の都市居住の楽師は、都市当局に定期雇用される事なく、日雇いあるいは物乞い同然の生活を送っていた。その中でも、楽師組合に所属し、必要に応じて都市の音楽家職の助力をすることで、不定期ながら都市当局にも雇用機会を持ち、ややましな生活をしている楽師もいた。彼らは、ハンブルクでは「ロールブリュダー(Rollbrüder)」と呼ばれ、1610年頃にはその数15名であったといわれている。⁶⁰

最下層には、組合に属することもできず、中世来の賤民視を引き摺る「辻楽師」がいた。彼らのほとんどは遍歴・流れ者の楽師であり、街の辻や広場、旅籠や酒場などで糊口の資を得る乞食楽師であり、大道芸人として扱われてもいた。

次節では以上の状況をふまえつつ、職人的な音楽家層ともいえる、楽師組合所属のロールブリュダー層とその組合について、それら組合の一つであった“Grünrollbrüderschaft”⁶⁰の残した規約を手がかりに考えてみたい。

c 〈ハンブルクの楽師組合の実相と性格〉 “Grünrollbrüderschaft”の存在を証明するのは、以下に示す四種類の版を持つ楽師組合規約である。このいわゆる「Grünrolle」の四つの版は、1691年2月18日付で制定された規約が下敷きとなり、1692,⁶³ 1695,⁶⁰ 1700,⁶¹ 1722⁶²年にそれぞれ刊行された。小論のテキストとしたのは質量とも決定稿といえる1722年版である⁶³。ここで詳しく規約の内容に触れる余裕はないので、⁶⁴この“Grünrollbrüderschaft”の実相と性格の要点だけを手短かに述べることとする。(表「ハンブルクの楽師組合“Grünrollbrüderschaft”の性格」参照。)

まず、“Grünrollbrüderschaft”の設立意義と組織に関しては、「市の音楽家または名簿に記載されたる楽師が、自らで演奏せぬ催しの際に、単独で演奏活動を行なう特権を、三十名に付与する⁶⁵」とし、それを明文化するとともに、彼らは市参事会の管轄下にあるとしている⁶⁶。楽師組合は、それぞれ4名ずつの代議士と委員⁶⁷そして書記⁶⁸によって構成される。成員は名簿に登録され⁶⁹、集会によって組合の意志は決定される⁷⁰。さらに就業においては、様々な権利と義務が定められ、それらの遵守を促している⁷¹。また組合の独占体制維持のため無許可の就業に対する厳罰もみられる⁷²。

次に、組合設立の大きな要因である成員の経済的保証に関しては、雇用賃金と雇用条件を就業機会ごとに明示し⁷³、さらに就業機会の均等を計っている⁷⁴。また組合金庫を設置し、「自らの就業によって得た組合の金銭を、消費のために認められている以外、または組合が許可する以外は、1ヘーラー1ブフェニヒも受け取るつもりはございません。」と誓わせたうえで、報酬の平等分配を原則としている⁷⁵。一種の掛け金的な生活補償もなされていたようで、「老衰と病気が就業の妨げとなっているものは、(中略)毎週、飲食のために1ライヒスターラーずつを受け取れる。就業以前に半ライヒスターラーの(掛け金)を収めていないものはこの限りでない。」と定められている。これらの生活補償に関する規定は、組合の大きな特徴である相互扶助性にも関わろう。また具体的な相互扶助の規定としては、香典⁷⁶、葬儀細目⁷⁶、遺族への補償⁷⁶等を細かく定めた葬儀条項を

持つ。

厳しい倫理規範がみられるのも、この規約の特徴である。例えば、「暴飲暴食さらには放蕩のために、就業を怠ったり不平や苦情を受けたものは、その事実が証明されたならば1ライヒスターラーの罰金を収める義務を負う⁶²」。組合金庫からの貸し付けを禁じている⁶³ことも、相互扶助より倫理規範確立の優先が重要事だったゆえであろうか。

賤民視についての敏感さも楽師組合特有のものである。「同じ名誉ある身分の者同志で何人たりとも、密かにいわんや公然と、病人(不具者)や貧者に対して悪口雑言でなじるべきではない」と違反への罰金も課す条項⁶⁴や、貧者のための基金箱の設置⁶⁵、孤児院や貧民院での活動義務⁶⁶などは、彼らの自意識を知るうえでも非常に興味深い。

それらすべての規約は宣誓誓約によって、成員に義務付けられ⁶⁷、罰金制度の採用などにより幾重にも成員個々を監督し、組合組織の維持を図っていた努力が見受けられる。

また、規約だけでなく、この楽師組合に深く関係すると思われる名簿資料もいくつか残っている。それはまず1695年版の規約に付された楽師名簿⁶⁸、1719年に「市に任命された音楽家とその助手の楽師並びにロールブリューダー」の名簿⁶⁹、そして1728年5月13日付の「GrüneとHochzeitenの序列」リストである⁷⁰。

以上の規約と名簿資料を手がかりに、この楽師組合の実像に迫ってみたい。

まず1691年制定の規約の4つの版についてである。1691年2月18日付で起草されたこの規約⁹¹は、まず1692年に刊行された。1692年版の表題のなかで、この規約の適応される組合を「高貴なる音楽の組合(Die Edle Music Genossenschaft)」と呼び、「Grünrollbrüderschaft」の名は直接には見当たらない。だが、この「高貴なる音楽の組合」がロールに規約を記すことを慣例とした「Rollbrüderschaft」の一つであることは推測できる。この時点での組合成員数は50名であった。

〈ハンブルクの楽師組合 Grünrollbrüderschaft の性格〉

	楽師組合の性格・特徴 Grünrollbrüderschaft	史料中の典拠 (Grünrolle 中)	該当する各条項の内容
規約制定者	1691年2月18日付で制定。刊行は1692、1695、1700、1722年ハンブルク市参事会によって批准		
守護聖人 義成員 意成員 構成員	聖パンタレオン 都市の音楽家職を補佐 裁判権自治権を組合が保有 都市当局の管轄下 50人(1692年)、40人(1695年)、30人(1700、1722年)	序 文 楽師リスト、それ ぞれの版の表題	都市の音楽家職が不在の際、一定数が選出され、臨時の音楽家職となる。その者は市民権を得る。
組織役員 律規	代議士(Deputierte)と 委員(Beysitzer) 書記(Schreiber) 規 約 成員の名簿登録 成員の召集と集会 成員の就業 就業の義務と責任	Ordinärte 1 Grünen 1, 2 Eyd (宣誓) Ordinärte 28 Ordinärte 29 Grünen 6 Ordinärte 6 Ordinärte 7 Ordinärte 9-13 Ordinärte 18 Grünen 3, 9 Ordinärte 17 Ordinärte 14 Ordinärte 22 Ordinärte 23	4名の代議員と4名の委員を選出(任期1年) 書記の選出とその職務 宣誓違反の際に罰則を課す 代議員、委員の監督義務と全成員の規約遵守 規約の追加・削除・改善決議と公布 住所氏名の名簿への登録 成員の召集手続き 参集義務について 集会での礼儀・態度 夫人の代理出席時の責任所在 就業への遅刻・欠席の際の手続きと罰則 無認可の就業について 就業の際の、自己の過失・暴力による病欠に対しての厳しい措置 就業中の事件発生時の対応 雇用仲介に關しての義務

<p>成員の 機 会 均 等</p>	<p>雇用優先順位の設定 成員の機会均等</p>	<p>1728年の成員名簿 Grünen 3 Grünen 10</p>	<p>Grünen, Hochzeiten, Verspielen の雇用ごとに優先順位を決定 就業不随行時の欠員補充 雇用希望者複数時の選出方法</p>
<p>組合の 財 務 管 理</p>	<p>組合金庫の設置・維持・管理 報酬の平等分配と生活補償 雇用賃金と雇用条件</p>	<p>Ordinärrie 2 Ordinärrie 27 Ordinärrie 27a Eyd Grünen 2 Grünen 3 Hochzeiten 7 Hochzeiten (10) Ordinärrie 15 Ordinärrie 19 Ordinärrie 20 Grünen 4 Grünen 7 Hochzeiten 1-4 Ordinärrie 3 Verspielen</p>	<p>大金庫と小金庫の設置と管理 金庫の会計監査 監査報酬 報酬による取入を必要経費以外には組合金庫に納入、私物化禁止 病欠・老齢時の補償 必要経費削減 病欠等による未就業者の就業機会の保留 婚礼時の演奏での報酬の納入と分配 組合金庫からの貸し付け禁止 非組合員への報酬 雇用賃金（報酬）と出費 聖ミカエルの祝日（9月22日）以降の雇用と報酬 婚礼時の演奏での報酬 非組合員の雇用仲介の礼金 演奏会活動への抽選による雇用の決定</p>
<p>相 互 扶 助</p>	<p>死亡時と遺族 老衰疾病に対する保護 倫理規範</p>	<p>Leichen 1 Leichen 2-6 Leichen 7, 7a, 8, 9 Grünen 3 Ordinärrie 5 Ordinärrie 24 Ordinärrie 25 Ordinärrie 26</p>	<p>香典（Beisteuer） 葬儀細目 遺族への対処 老齢・病欠の補償 暴飲暴食・放蕩行為の禁止 仲間への中傷の禁止 生活上の規範 浪費の禁止</p>
<p>差別意識と 慈善行為</p>	<p>社会的弱者への差別 慈善活動</p>	<p>Ordinärrie 8, 24 Grünen 8</p>	<p>病人・弱者への悪口・雑言の禁止 孤児院(Waisenhaus)・貧民院(Armen-Schulen)への勤務義務</p>

1695年版の表題には、「いとも高貴、高名にして賢明なる市参事会の決定によって」という一文が加わる。この版での成員数は40名である。1700年版では、成員は30名となり、1722年版でも30名と変わらない。またすべての版の序文⁹²において、この楽師組合の成員になることにより、楽師に市民権が付与される旨が記されている。

1695年版の規約に付随した名簿では、40名の組合所属の楽師名が、雇用優先順に記されている。1719年の名簿には、8名の都市の音楽家職、3名の助手職、7名の組合所属の楽師(Rollbrüderschaft)の名前が記載されている。助手職の名簿中には、明らかに親子兄弟であると思われる者も見られることから、8名の都市の音楽家職、2名の助手職という1610年来の定数は基本的に守られ、さらには公職の世襲性も窺える。しかし1695年の名簿と一致する名は、ただ一名だけである。約25年間の隔たりがあるとはいえ一名だけとは意外である。しかもその名は都市の音楽家職の中に見られ、ロールブリューダーには一名の重複も見られない。このことから上記の重複の一名は、補佐的な役割を果たした「Grünrollbrüderschaft」から都市の音楽家職という公職に登用された一名とみなしてよいであろう。また一名の重複も見られないロールブリューダーは、Grünrollbrüderschaftとは全く別の楽師組合の成員ではないかと思われる。

つまり、この時期の都市居住の楽師は、「Rollbrüderschaft」の組合組織をいくつか結成し、その中の一つが「Grünrollbrüderschaft」の名を持つ楽師組合ではなかったかという推論が成立しよう。また「Rollbrüderschaft」相互の間にも上下関係(所属関係)があった可能性も否めない。しかも1722年版の規約よりあとの時期に現われた、1728年5月13日付の「GrüneとHochzeitenの序列」のリスト⁹³では、1695年の名簿と比較して30名の成員中2名の同一人物と2組の同一姓が見出される。1695年と1728年とでは約33年の隔りがあるうえに、2名の重複名と2組の同一姓だけといういささか薄弱な根拠ではあるが、1695年の名簿を持つ楽師組合と1728年のリストを持つ楽師組合は、同一であると考えられる。つまり、

Grünrollbrüderschaft である。

以上より、このGrünrollbrüderschaftについて次のことが言えるのではなかろうか。

- (1) 「Grünrollbrüderschaft」、すなわち1691年2月18日付の規約を持ち「高貴なる音楽の組合」と自称する楽師組合は、当時ハンブルク市にいくつか存在した「Rollbrüderschaft」の一つであった。
- (2) その成員全員に市民権が与えられ、楽師は市民身分を得た。さらに組合に所属することによって数々の音楽活動上の特権、例えば営業の独占権を認められた。
- (3) 営業の独占に関して、成員相互間においては「グリュン」「婚礼」「演奏会」の各条項に相当する演奏の機会ごとに雇用の優先順位を変え、雇用の機会均等を計った。
- (4) 葬儀条項をはじめとして、様々な組合成員間の相互扶助の規約を持った。
- (5) 組合金庫という財政機関を設け、成員への報酬を平等にし、言わば最低賃金保証の役割を果たした。だが一方では、時期を制限してではあるが、規約に拘束されない成員の自由競争による収入獲得の方法も残した。
- (6) 慈善事業にも僅かではあるが貢献し、特に社会的弱者への差別を成員間で払拭することに務めた。

以上がGrünrollbrüderschaftの特徴である。これより前の時期の楽師組合と同じく、同宗团的要素・同業者組合的要素が絡み合った性格を持っている。だが、賤民視に対する敏感な反応などは、賤民身分を出自とする楽師という身分の自我意識の現われであろうか。

V 結語にかえて——楽師組合の崩壊

いま一度、前章で述べたGrünrollbrüderschaftの成員数の推移に目を向けてみたい。楽師名簿や4版にわたる組合規約によると、成員数は、

1692年には50名、1695年には40名、1700年には30名、1722年に30名、1728年にも30名という推移を見せる。⁵⁸つまり、1692年頃に50名と頂点に達した員数は、徐々に減少し始め、1700年代には30名に固定化してしまうのである。これはなぜであろうか。

17世紀前半からの市民の音楽愛好の拡大と市民の音楽活動への参加などによって、ハンブルク市全体の音楽活動は活発化した。その初期において重要な役割を果たしていたのは、祝祭を中心とした中世以来の市参事会による機会ごとの音楽活動であった。そしてその担い手は、都市の音楽家職を中心とした楽師たちであった。さらに市民レベルのあらゆる音楽の機会、例えば家庭での合奏愛好、婚礼、葬儀、様々な個人的な記念の祝宴、ツンフト・ギルドなどの共同体の行事・宴会、そして見世物、演劇、催し物の伴奏などに、またこの世紀の中葉以降は、教会での音楽活動を加え、⁵⁹室内や戸外での多様な催しを彩ったのは、都市の音楽家職をヒエラルキーの頂点に戴く、当時では徐々に前時代的になりつつあった中世以来の楽師による音楽であった。

楽師層の構造の面では、そうした演奏機会の増大に伴い、8名の都市の音楽家職と2名の助手職だけでは、市主催や教会などのいわば公認の音楽演奏の需要だけにでも、楽師の供給が追いつかなくなってきた。その時から、Rollbrüderと言われる組合所属の楽師の参加が始まったのである。都市の音楽家職の補助として、市参事会から営業上の特権を与えられたRollbrüderは、補佐の役割に留まらず、様々なまた独自の活動も展開していった。その彼らの活動の頂点は、員数の推移によると、1680年代から90年頃だと推測される。

一方1700年代に入ると、楽師組合に員数が停滞し、その活動も不況を呈するようになった。この原因は、大雑把に言えば17世紀と18世紀の音楽生活の変化に根ざしている。それはとりもなおさず、市民の音楽愛好の質的变化とも言えよう。オペラ劇場が興隆するにつれて、流行の中心は主にイタリア人のヴィルトゥーソなどの外国の音楽家の手に移る。

さらに、コレギウム・ムジクムや、普及した楽譜出版によって家庭音楽などの市民自身によるアマチュアの音楽活動が盛んになる⁸⁹。これらのことは、楽師組合の側から見れば、非組合員による音楽活動が主流を占めるということであり、都市内での彼らによる音楽活動の寡占体制が崩れ、都市の音楽家職共々楽師組合が衰退していくことを意味した。

18世紀中葉ともなると事態は決定的であった。楽師の存在基盤の崩壊が深刻化するのである。都市のレベルで行われていた祝祭などの中世来の非日常的な音楽活動は、社交音楽や家庭音楽などの市民個人のレベルのものに取って代られる。その結果、古き音楽生活の担い手であった楽師は、消滅するか、自身を変質させねばならなかった。そのために、ふるい殻である楽師組合は、もはや何ら意味をなさないものになってしまったのである。

最後に、楽師組合の盛衰を軸として、音楽家の社会的地位の変遷についてまとめてみたい。賤民視されていた楽師という職業にとって、17世紀まではまだ、楽師組合に所属し、市民身分とみなされることが、都市で音楽活動を行うための社会的な必要条件であった。それに対して、18世紀に入ると、他の職種も含め法的にはもとより、社会的にもある程度賤民視が払拭されていくに従って、楽師組合結成・加入によってもたらされる賤民身分からの脱却という楽師組合の第一の意義も薄れていったのである。また、音楽家自身が、一つの経済的な独立体として自立・安定するようになると、楽師組合の第二の意義である相互扶助の役割や、営業の独占といった特権性も失われていくのであった。

賤民身分からの脱却とそれによる経済上、社会上の地位向上を計るという「内からの力」により楽師組合は結成された。しかし、都市や市民の共同体の音楽活動の解体、市民個人の音楽活動の進展などの音楽生活の変化やそれを引き起こした社会全体の変化、言わば「外からの力」により楽師組合は衰退していくのである。

注

- (1) ここで言う「楽師」とは、近代的な意味での芸術家としての「音楽家」を示すものでなく、近代以前の音楽技術に従事する職人としての主に演奏者を指す。ドイツ語の Spielmann, フランス語の jongleur や ménétriers, 英語の minstrel の訳語にあたる。
- (2) H. J. Moser, *Die Musikergenossenschaften im deutschen Mittelalter*. (Phil. Diss. Rostock 1910; rep. Wiesbaden 1972): pp.15ff.
- (3) 中村賢二郎「中世後期・近代初期ドイツの楽師」, 中村編『前近代の社会階層』京都大学人文科学研究所刊, 1980年, 51-89頁参照。中村氏は、楽師身分の賤民脱却の過程を、やはり都市居住の楽師を対象として、市民権獲得と結びついた楽師の組合結成と、楽師に対する社会的な蔑視の変遷を通して述べている。
- (4) 楽師組合の形成過程に関しては次書に詳しい。
W. H. Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums in der mittelalterlichen Stadt. Studie zu einer Berufs- und Sozialgeschichte des Stadtmusikantentums*. (Kassel 1982).
- (5) ハンブルクの楽師組合の規約資料の紹介は以下の3論文になされている。
W. Gurlitt, "Die Hamburger Grünrolle vom Jahre 1691," *Sammelbände der Internationalen Musikgesellschaft* 14 (1912/13): pp.210-217
C.-H. Dingedahl, "Neue Funde zur Musikgeschichte Hamburgs um 1700," *Zeitschrift des Vereins für Hamburgische Geschichte* 61 (1975): pp.117-125
上尾信也「ハンブルクの楽師組合格約(1691年2月18日付)」, 『ICU比較文化<国際基督教大学> 15』(1988): pp.65-82
- (6) 主にドイツの諸都市では、楽師の存在を示す都市文書としては「都市会計簿(Stadtrechnungsbelege)」「住民台帳(Bursprakten)」や様々な条令「婚礼条令(Hochzeitsordnung)」「奢侈禁止令(Luxusordnung)」などが利用できる。
- (7) 中村, 前掲論文, 51頁, 60頁以下。および、以下の文献を参照。
E. Faral, *Les Jongleurs en France au Moyen Age*. (2nd. ed.: Paris 1971)
A. Mönckeberg, *Die Stellung der Spielleute im Mittelalter*. I. Kapitel: Spielleute und Kirche im Mittelalter. (Jur. Diss., Freiburg i. Br. 1910)
W. Salmen, *Die fahrende Musiker im europäischen Mittelalter*. (Kassel 1960)
P. Gülke, *Mönche, Bürger, Minnesänger. Musik in der Gesellschaft des europäischen Mittelalters*. (Wien-Köln-Graz 1975)
W. Hartung, *Die Spielleute. Eine Randgruppe in der Gesellschaft des Mittelalters*. (Wiesbaden 1982)
Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*.
W. Salmen, *Der Spielmann im Mittelalter*. (Innsbruck 1983)
- (8) 「決闘人(kempen [kämpfer]) および彼等の子, 遊芸人, およびすべて真性(合法)婚姻外に(<in> unecht)生まれた者, および窃盗または強盗(の罪)を賠償しまたは(盗品を)返還したものの, およびそれ(窃盗・強盗)につき裁判所の前で服

罪させられたもの、または彼等の生命、皮膚もしくは毛髪を(換刑贖罪金をもって)請け戻した者、これらの者はいずれも権利(能力)を欠く(rechtlos)。〈また彼等の犯罪ゆえに〉罰行進(harmscar)をおこなった者は、すべての権利(能力)から却けられる。〉(下線、引用者)

(「ザクセンシュビーゲル・ラント法」第1巻の38の1、久保正幡・石川武・直居淳共訳「ザクセンシュビーゲル・ラント法」、1977年、82-83頁)。

- (9) それぞれ「町のヴィオール奏者」、「町の芸人楽師(ジョングルー)」, 「町の楽師」、「この地の芸人楽師」程の意。この「町の」に類する表現は、都市当局と何らかの雇用関係があったことを示す地位の表現でなく、「町にいる楽師」程の意であろう。
- (10) W. H. Schwab, Artikel "Stadtpfeifer," *Die Musik in Geschichte und Gegenwart* [MGG] 16 (1979): Sp.1731ff. .
Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums.*: pp.9f.
- (11) Schwab, "Stadtpfeifer," : Sp.1734f.
- (12) 都市に流入そして定住しはじめた楽師を監督する役職として、市参事会などの公権力は「Spielgraf 職」を任命した。Spielgraf は、楽師の人数を把握し、楽師に対して定められた規約、例えば婚礼、報酬、雇用期間を規定した規約の遵守を監督した。一例として Regensburg の 1320 年の都市法によると、この Spielgraf の義務として、楽師に対してその都度適切な公示を合法的に行うことと、楽師の規約や法への違反に対して都市からの永久追放の重罰を課すという義務が記されている。つまり、この Spielgraf 職は全楽師そして楽師組合に対する監督官でもあり判事職にも相当するものであった。
Spielgraf の身分に関しては、楽師がこの職に取り立てられたよりも、他の職業の市民が任命されたようである。例えば、Lübeck の都市文書によると、1642 年から 1753 年の間の Spielgraf 職は市民にオープンであり、経済的に食いつめた商人、税吏、船員、ビール醸造業者、神学生の類が、この職に志願し就職していた。Hamburg のそれも楽師以外の市民(例えば、菓子職人など)が任命されていた。
(Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums.*: pp.55ff.)
- (13) Schwab, "Stadtpfeifer," : Sp.1734f.
- (14) Brugge の例は「都市のイストリオ」、Lucca の例は「ルッカ市コムーネ付ラッパ奏者」程の意で、それぞれ都市当局(参事会ないしコムーネ)の表記がみられる。
- (15) 「市参事会付き楽師」程の意、figellator という術語は、1355年に皇帝カール4世が楽師王ヨハネスに与えた称号中にも見られる。すなわちカール4世は楽師王に「Johannes figellatorem sue aule excellentem」の称号に代えて「rex omnium histrionum per totium sanctum imperium (神聖帝国全域の全イストリオの王〔イストリオも原意は語り部ながら楽師を表す])」という榮譽称号を与えている。

(Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums.*: p.24)

- (16) 「市参事会付きラッパ奏者」の意。ラッパ手は、都市において重要な役割を果たしていた。都市の塔などでの夜警の勤務の傍ら、時報、様々な合図のラッパを吹き、市参事会主催の公的な催しにも参加していた。その意味でも彼らが、都市に雇用され始めた時期は早く、Hamburgでも市の金庫から、St. Martin, St. Nikolaiの塔のラッパ手に俸給が支払われた1353年の例が残されている。
(*Ibid.*, p.30)
- (17) 「我らの楽師」の意。ioculator (joculator)の原意は「道化」を表す。宮廷の発生とほぼ同時に生まれた道化が、楽器を用い始め、音楽で領主に仕えることで楽師と呼ばれるようになった。領主庇護下の楽師の役職としての「joculatores」の術語の最も早い使用例には1050年のイングランドの「ioculatores regis」がある。ドイツでは、12世紀末頃にみられる。(*Ibid.*, p.17)
- (18) 「都市の笛吹き」の意。
- (19) 都市の会計記録によると楽師ウイルヘルモに対して1349年以来定期給与が支払われていた。
- (20) 「市参事会雇用の笛吹き」の意。
- (21) 他にこの種の例をいくつか挙げるとすれば、1346-7年のNorwichのラッパ手「Johannes Sturmyn」の例、1348年Frankfurtの市雇用の軍楽隊の例、同年Zwickauの都市条令中の「tormere」の雇用契約の宣誓による確証の例、少し時代が下り1374年Baselの市参事会の「fistulatoribus nostris」に固定給支給の例、1377年Kölnで「trufator (トルバドール)」が固定給受領の例などがある。
- (22) Schwab, “Stadtpeifer, ”: Sp.1732ff.
- (23) 当時の都市の音楽家職の務める音楽活動には、都市への賓客の歓迎や市長などの就任式、市参事会主催の祝宴に際しての音楽、同業者組合や教会の祝祭を含めての都市を挙げての催し(例えば、謝肉祭・射撃競技会・武芸大会・献納記念の大市・歳の市など)、市参事会の市民に対する布告、公開の処刑などの時の音楽、市民個人により雇われての音楽が考えられた。
- (24) 都市の音楽家職には以下のような収入がもたらされた。まず、市参事会などからの通常の音楽活動に対する正規の固定給与、それ以外の職務による臨時の収入があった。さらに、楽師仲間の子弟などに楽器の演奏を教える授業料、楽器の修理製造での雑収入がある。また一部では、触れ役や参事会などの書記、家屋管理人の代理役などを務めた際の副業収入があった例もみられる。
- (25) “Stadtmusicus das Privilegium hat, alle in der Stadt verkommenden... Musiken gegen Bezahlung ausschliesslich anzuführen,” (A. Gathy, *Musikalische Conversations-Lexicon*, 1835, p.304)
- (26) Regensburg市参事会による1403年の市居住の楽師 Hans Günther 宛ての都市の音楽家職への任命辞令によると、彼には3年間という比較的長期の雇用期間、2頁にわたる制約付きの解約条件の条項、住居規定が示され、固定給に加えての食料品・ビール・薪・蠟燭・衣類・野菜や楽譜代・楽器代・入浴代の形での

特別手当での支給が認められた上に、クリスマスや新年の演奏による収入の自由裁量などが許されていた。(Schwab, "Stadtpeifer,": Sp.1733f.)

- (27) 中村, 前掲論文, 65頁。
- (28) "vorallen anderen Musikanten dem Herkommen nach der Vorzug haben und behalten soll," (Schwab, "Stadtpeifer,": Sp.1734.)
- (29) 小論で扱うハンブルクの楽師組合の規約中では「fremd」と称される, 遍歴・放浪の楽師や近隣地域の農村や小都市の楽師が最大の競争相手であった。
- (30) Moserによると最初の楽師組合の記録に, 1288年のWienの「聖ニコライ兄弟団 St. Nikolai-Brüderschaft」を挙げ, 果たして「confrérie des jongleurs et bourgeois d'Arras」が楽師組合の形態を持っていたかは疑わしいとしている。
(Moser, *Die Musikergenossenschaft.*)
- (31) <設立認可状, 組合規約等の史料の残存する主要な楽師組合>
- 1194 Arras, "Registre de la confrérie des jongleurs et bourgeois d'Arras"
- 1288 Wien, St. Nikolai-Brüderschaft
- 1321 Paris, Confrérie de St. Julien des Ménestriers (-1773) [1659: Statute]
- 1430 Zürich, "Lechen-Brieff" (29, March, 1430): Statute der Bruderschaft.
- 1458 Württemberg, Bruderschaft zur Heilige Mutter Maria: "Den Trompetern, Pfeiffern und Lautenschlägern wird ihre gemachte Gesellschaft bestetigt"
- 1494 Elsaß, Bruderschaft der Pfeifer im Elsaß [Statute 1494, 1533, 1606, 1718]
- 1505 Brugge, Gilde in Brugge (Statute 1505; 1644; 1757]
- 1528 Chartres, "Association entres les maitres joueurs d'instruments"
- 1583 Münster
- 1598 Lübeck, "Chor- und Kösten-Brüderschaft" (-1815) [Ordnungsrolle]
- 1599 Barcelona, "Confradia" [statutes of 1599 July 13.]
- 1600 Rostock, "Spielleute Rulle," 2 "Amdte der Spielleute," "Amdtbich"
- 1625 Nürnberg, "Trommetenmacher-Ordnung"
- 1653 Sachsen, Instrumental-Musicalisches Collegium (Instrumentalkollegium des ober- und nieder-sächsischen Kreises) "Artickel"
- 1677 Prague, Statuten der Musikantenzunft
- 1691 Hamburg, "Grüne Rolle"
- 1702 Luckau, "Wahl und Annahme eines Richters bei der Zunft der wendischen Spielleute" (-1786)
- 1721 Württemberg, "Zinkenisten-ordnung"
- (32) <Bruderschaft>: Wien [1288, 1354: Nikolai-], Unzach [1407], Zürich [1430, 1502], Württemberg [1458: - Heilige Mutter Maria], Elsaß [1494, 1533, 1606, 1718], Strassbourg [1511: Zur Krone], Lübeck [1598: Chor- und Kösten-], Hamburg [1610: Rollbrüder], Wismar, Hamburg [1691: Grünroll-; Edle Music Genossenschaft (angeblich)]

- <Fraternity>: Berverley
 <Confrérie>: Paris [1321, 1331:- St. Julien des Ménestriers], Arras [1194:- jongleurs et bourgeois d'Arras], Chartres [1528/9: Association entres les maîtres joueur d'instruments"], Courtrai [1575:- St. Caecilia de Chapelle St. Catherina], Evreux, Nancy, Normandie, Brüssel
 <Confradia>: Barcelona [1599], Lisbon [1603:- Santa Cecilia]
 <Confratenitas>: Urbino [1585:- musicorum in Urbe], Roma [1622:- St. Cecilia]
- (33) <Gilde>: Brügge [1505: Statute 1505, 1644, 1757]
 <Zunft>: Prague [1553: Juden Spielleute-], Dresden [1623: Reichstrompeter-], Prague [1677: Musikanten-], Luckau [1702-86: Wahl und Annahme eines Richters bei der Zunft der wendischen Spielleute]
- (34) <Company>: London [1604: Worshipful Company of Musicians], London [1688: Livery Companies]
 <Corporation>: London [1625: Westminster-]
 <Kameradschaft>: Dresden [1623: Ober-]
 <Societas>: Lucca [1310], London [1625: Societie of Minstrellers in the Cittie]
 <Collegium>: Sochsen [1653: Instrumental-Musicalisches-]
- (35) <roi des ménestrels/rex.../Pfeiferkönig>: Trois[1295], Tournai[1330], Tutbury [1381], Kurmainz [1385], Kurpfalz [1393], Rappoltstein [1400], Zürich [1430], Elsaß [1434]
- (36) <Spielgraf>: Regensburg [1320], Wien [1354: Oberspielgrafamt], Hamburg [1464], Bayern [1626-75]
- (37) <school>: Brugge [1318: scole], Mechlin [1328: vedelerscole], Genova [1359: scuola di musica], Cambrai [1366], Venezia [1601: Scuola di S. Marco]
- (38) 中村, 前掲論文, 67-68頁。
 史料は, パリ国立図書館 "Livre des metiers d'Etienne Boileau, fr.24069 [olim. Sorbonne 350], ff.IXxx, Iv, II, Iiv, IV," 刊行版は, E. Boileau, *Règlements sur les arts et métiers de Paris*. (ed. G. B. Depping, Paris 1837)
- (39) 史料は, シュトットガルト, ヴュルテンベルク州立図書館 "Hartmansche Slg." 刊行版は, J. Sittard, "Den Trompetern, Pfeiffern und Lautenschlägern wird vom Grafen Ulrich von Württemberg ihre gemachte Gesellschaft bestetigt," *Monatshefte für Musikgeschichte* [MfM] 19 (1887): pp.4-7
- (40) 中村, 前掲論文, 70-72頁。
 規約は, W. Salmen, *Geschichte der Musik in Westfalen*, pp.89ff. に記載。
- (41) 史料は, コルマル, Archives départementales, "Extrad. de Munich carton 15, pièce no.30 [1494], no.31 [1533], no.38 [1606]; Coll. Heitz 2 J 41/4 [1718]。1494年以降, 1533年, 1606年, 1718年に規約が制定される。
- (42) 蔵持不三也 「楽師たちの社会史——歴史と祝祭のドラマトウルギー」, 「紀要

〈和光大学人文科学部〉19』(1984), 133-50頁。楽師の社会的地位の向上の過程とエネルギーを、1606年版の組規約などを通して解明している。

- (43) “Pièces déposées en l’année 1702 par les préposés de la Confrérie des Musiciens de ce lieu”のタイトルを持つテキストに基づく。(蔵持, 前掲論文, 143頁。)
- (44) 蔵持, 前掲論文, 143-4頁にこの規約の抄訳。
- (45) アルザスの楽師組合に特徴的なことは、先のミュンスターや小論文の史料とするハンブルクの楽師組合と違い、庇護領主として「楽師王」が存在することである。それ以外は、ほぼ同じ内容を持つ。
- (46) 注(8)参照。
- (47) 「楽師身分」に対して、均質の法的排除がなされていたわけではなく、規制も法典により異なっていた。そのため必ずしも彼らが社会の最下層民であったとは限らない例もある。例えばローマ法においては、「mimus(楽人)」は、ehrlosであるが infamia(名誉制限者)であり、明確に turpitude(蔑視者)であった盗人や殺人者とは区別されていた。(Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums.*: pp.20f.)

また、ザクセンシュピーゲルにおいても、「たとい或の人が遊芸人または真正(合法)婚姻外に生まれた者であるとしても、彼は、人から決闘人を差し向けられるような、強盗や窃盗の仲間ではない。」(ザクセンシュピーゲル・ラント法, 第1巻の50の2, 前掲書『ザクセンシュピーゲル・ラント法』, 94頁)と定められているように、楽師は蔑民視されていたといえども、一般の蔑民身分とは多少異なった法的扱いを受けていた。

さらに楽師が一般の蔑民と異なっていた点は、彼らが平和法のもとでの裁判を受けることができる点である。「不真正な人々(unechte lude)は、人命金なしである。しかし、彼等のひとりや二人を傷つけもしくは強奪もしくは殺し、または権利(能力)を欠く婦女を強姦し、それにより彼等について平和を破るものは、誰しも平和の法に従って(na vredes rechte)裁判されるべきである。」

(ザクセンシュピーゲル・ラント法, 第3巻の45の11, 前掲書『ザクセンシュピーゲル・ラント法』, 291-2頁。)

不真正な人々が権利能力を欠くものを意味することからも、楽師を不真正な人とみなしてよいだろう。それゆえ、この法は楽師身分にも適用される。つまり、中世においても楽師身分は完全に刑法の域外に置かれていたわけではなく、主に裁判において他の蔑民と区別されていたのである。

- (48) 中村, 前掲論文, 69頁。
- (49) 同上, 69頁。
- (50) 『西洋法制史料選・Ⅲ, 近世・近代』創文社, 1979年, 86頁。
- (51) 中村, 前掲論文, 68頁。パリの楽師組合の1330年の例を挙げている。
- (52) 組合に非所属の楽師とは、遍歴・放浪の、または近郊の町や村から都市に流入してきた楽師や、未だ組合成員として認められてはいないが都市に居住している楽師である。後者の中には組合所属の楽師に徒弟として付いているものも含

まれる。彼らは、都市居住の楽師のなかで大多数を占め、苛酷な経済状況と賤民祝の中にあつた。

- (53) 史料は、ハンブルク市立文書館 (Staatarchiv der freien und Hansestadt Hamburg), [Archivvermerk]: "Die <Grüne Roll> von ca. 1691(?) vermutlich 1700," [unter den Signatur]: Senat, Ad. Cl. XI Spec. Lit. M. No.3 Vol.1 による。「グリーンロール」規約の邦訳、紹介に関しては以下を参照。
上尾信也「ハンブルクの楽師組合同約」、65-82頁。
- (54) 今日まで名前の残る有名な音楽家もこの職に就いていた。例えば、イギリス人 William Brade (1560-1630)は、1608-10年の間この職に在職し、当時流行のエリザベス朝のイングランドの音楽をハンブルクに広めた。また、Johann Schop (1590-1667)も、1621年以來「市参事会の音楽監督 (Leitung der Ratsmusik)」の称号でこの職にあつた。
- (55) 教会領域では、「大聖堂音楽監督」「大聖堂カントール」が、市の教会音楽の総責任者であつた。次席に相当する地位は、大聖堂付属のヨハネウムの校長職であつた。ヨハネウムのカントール職は兼任の場合が多く、また、音楽とラテン語の授業を持つ傍ら、1643年以來付属合唱団の指導にも充たつてゐた。さらに、1610年当時は、聖ペテロ、聖カテリーナ、聖ヤコブ、聖ニコライの4つの教区教会があり、1685年に設立された聖ミカエル教会も併せて、それぞれにカントールとオルガニストが置かれていた。
- (56) Dingedahl, *op.cit.*, p.117.
- (57) E. Klessmann, *Telemann in Hamburg*. (Hamburg 1981), p.16.
また、都市当局に雇用機会を持つことが可能であるという意味で、「ロールブリューダー」を「市雇用リストの楽師」と呼ぶこともある。
- (58) 「Rollbrüderschaft」とは17世紀のハンブルクにいくつか存在した楽師組合の総称である。その成員数は、当時の音楽の活動状況に応じて推移していた。また「Roll」という語は、本来楽師組合の規約が「巻き物(roll)」に記されていたことに由来する。楽師組合の規約を「Roll」と呼ぶ例は他に、1600年の Rostock の "Spilleute Rolle" がある。
「Grünrollbrüderschaft」はこのような「Rollbrüderschaft」の一つと考えられる。また彼らは「臨時雇用の楽師団」であり、「パンタレオンの楽師 (Pantaleonspieler)」という別名も持っていた (Dingedahl, *op.cit.*, p.117.)。パンタレオンとはおそらく組合の守護聖人のことを指し、聖パンタレオンの祝日に組合の集會を持っていたようである (Klessmann, *op.cit.*, p.16.)。「Grün」とは、楽師組合所属という身分を示すための成員の「緑衣」のユニフォームに由来すると考えられる。また、この「Grün」を楽師が「戸外・野原で (im Grünen)」演奏したことに由来するとする説もある (Klessmann, *op.cit.*, p.16.)。
- (59) Peter Ziegler により刊行。1692年5月24日付の序文と葬儀および埋葬に関する18の条項を含む23の条項から構成。組合所属の楽師として50人を認める。
- (60) Peter Ziegler 刊行による。「序文 (Einleitung)」と4条の「グリーン条項 (Grünen-

Articul)」、8条の「婚礼条項(Hochzeiten-Articul)」、14条の「葬儀条項(Leichen-Articul)」、21条の「通常条項(Ordinäre-Articul)」から構成され、巻末に組合所属の40名の自筆署名の名簿が付加されている。

- (61) 1695年と1700年の付加・修正事項を含む版で、成立は1700年頃。Friedrich Conrad Greflingernによる刊行。「序文」、10条の「グリュン条項」、9条の「婚礼条項」、9条の「葬儀条項」、29条の「通常条項」から構成。
- (62) 聖ヤコブ教会の墓地に埋葬された Johann Niclas Gennagelの寡婦による版。「序文」、10条の「グリュン条項」、9条の「婚礼条項」、「誓約宣誓(Eyd der Interessenten)」、10条の「葬儀条項」、30条の「通常条項」、2条の「演奏会条項(Articul von Verspielen)」から構成。
- (63) W. Gurlittは、1700年頃刊行の Greflingern による版と思われる史料紹介論文“Die Hamburger Grünrolle vom Jahre 1691,”を1913年に発表した。その後、C.-H. DingedahlによってGurlitt論文には未収録であった条項、つまり1722年版に付加された条項が、“Neue Funde zur Musikgeschichte Hamburgs um 1700,”として1975年に発表された。
- (64) 規約の具体的な分析に関しては、上尾信也「近代初頭の楽師組合 Rollbrüderschaftの研究」広島大学修士論文(未刊)参照。
- (65) 「グリュン・ロール」「序文」、上尾「ハンブルクの楽師組合規約」、67頁。
- (66) 「グリュン・ロール」「序文」ほか「通常第22条項」、同上、75頁。通常第22条項では、組合での紛争・問題解決に関して、市参事会への報告を義務付け、その忠告を最終手段としている。
- (67) 「グリュン・ロール」「通常第1条項」、同上、72頁。
- (68) 「グリュン・ロール」「グリュン第1、第2条項」、同上、67頁。
- (69) 「グリュン・ロール」「グリュン第6条項」、同上、68頁。
- (70) 「グリュン・ロール」「グリュン第6、第7、第9-13、第18条項」、同上、73-4頁。組合の重要な行事のひとつであった集会には、多くの条項が割かれている。その際役員を選出、新人会員の審査、組合成員間の問題の調停などが行われていた。また集会は、かなり厳しい規律によって秩序が保たれていた。
- (71) 「グリュン・ロール」「グリュン第3、第9条項」「通常第14、22、23条項」、同上、67、68-9、74-5頁。
- (72) 「グリュン・ロール」「通常第17条項」、同上、74頁。これは組合が認可していない就業に、楽師が個人的に雇用された場合の罰則規定である。
- (73) 「グリュン・ロール」「グリュン第4、第7条項」「婚礼第1-4条項」「通常第3条項」「演奏会条項」、同上、68-9、73、76-7頁。特に「グリュン第7条項」において、一年を聖霊降臨の祝日から聖ミカエルの祝日までのシーズン(夏半期)と、聖ミカエルの祝日から聖霊降臨の祝日までのシーズン(冬半期)とに二分し、賃金や雇用体系などに変化を持たせていることは興味深い。
- (74) 「グリュン・ロール」「グリュン第3、第10条項」、同上、67、69頁。
- (75) 「グリュン・ロール」「通常第2、第27、第27の追加条項」、同上、73、76頁。金

- 庫は大金庫と小金庫が設置され、会計監査が代議員により行われた。
- (76) 『グリユン・ロール』「宣誓誓約条項」、同上、70頁。
- (77) 『グリユン・ロール』「グリユン第2、通常第15条項」、同上、67、74頁。
- (78) 『グリユン・ロール』「グリユン第3条項」、同上、67頁。
- (79) 『グリユン・ロール』「葬儀第1条項」、同上、71頁。
- (80) 『グリユン・ロール』「葬儀第2-6条項」、同上、71頁。実際の葬儀の際に棺を担う葬儀委員格の者についての、人選、衣装、報酬等についてや、委員・代議員の葬儀での役割、さらに「死亡通知状」についての規定である。
- (81) 『グリユン・ロール』「葬儀第7-9条項」、同上、71-2頁。遺族補償や寡婦への対応についての規定である。
- (82) 『グリユン・ロール』「通常第5条項」、同上、73頁。倫理規範に関しては他に、仲間への中傷を禁止した「グリユン第24条項」、成員の楽師の生活上の規範を示した「通常第25条項」、浪費を諫めた「通常第26条項」がある。(同上、75-6頁。)
- (83) 『グリユン・ロール』「通常第19条項」、同上、75頁。組合金庫から成員への金銭の貸し出しを禁じている。これは相互扶助団体の楽師組合としては意外に思える。ただ、正当な理由(病気や死亡など)による困窮に対しては、それなりの措置が講じられていることから、やはり浪費により身を持ち崩す楽師が多かったことへの対応であろう。
- (84) 『グリユン・ロール』「通常第8条項」、同上、75-6頁。条文において、自らのことを「名誉あるもの」と呼び、社会的弱者へ強い配慮をおこなうことは、自らの賤民視への裏返しとも取れる。
- (85) 『グリユン・ロール』「通常第24条項」、同上、75-6頁。この基金箱へは「通常第24条項」の違反者の収入が、罰金として納入されるものである。この規定は前述のバリやミュンスターの楽師組合による食物の貧者への施しが、時代が下り形を変えたものと推測できる。
- (86) 『グリユン・ロール』「グリユン第8条項」、同上、68頁。
- (87) 『グリユン・ロール』「宣誓誓約条項」、同上、70頁。この誓約は1772年版に新たに加わったものである。これは、規約違反の際の組合からの追放という重罰を含む。おそらく、組合に入会する際、成員になるべき者がこの誓約を復唱したものである。
- (88) Dingedahl, *op.cit.*, pp.123ff.
- (89) *Ibid.*, pp.123ff. この名簿の史料は、Commerzbibliothek Hamburg, H343/2, Mandatensammlungによる。
- (90) *Ibid.*, pp.123ff.
- (91) 「規約(Ordnung)」には文字どおり「序列、順序」の意味もあり、楽師組合の特徴のひとつである成員の機会均等性から考えると象徴的である。
- (92) 上尾「ハンブルクの楽師組合規約」参照。
- (93) この名簿はいくつかの興味深い特徴を示している。まず「グリユン(Grüne)」と「婚礼(Hochzeiten)」というように雇用機会の別ごとに楽師の序列も異なって

いることがある。そしてその両方の序列に記載されている名前は、順序は異なるもののすべてが重複している。

さらに、「グリェン」では21名の「ヴィオール奏者(Violisten)」と9名の「バス奏者(Bassisten)」という弦楽器奏者のみが、また「婚礼」では13名の「クラリーノ奏者(Clarin-Bläser)」, 8名の「金管楽器奏者(Prinzival-Bläser)」, 5名の「オーボエ奏者(Hauboisten)」の計26名の管楽器奏者とヴィオール(おそらくトレブル・ヴィオール), バス(バス・ヴィオール) 2名ずつの弦楽器奏者が記されている。このことから、ほとんどの者(30名中26名)が管・弦楽器共に演奏でき、弦楽器しかできない者は4名である。従って、1722年版の規約中、婚礼条項の第3, 4条が納得できる。楽師は、管弦両楽器共に精通することが必須であった。

役員名簿の部分を見てみると、規約(通常条項第1条)によれば、定員4名のはずの代議員の名前が2名しか記されていない。これは、欠員が生じたためなのか、1722年から1728年までの期間に定員そのものが改正されたためなのか定かではない。だが、委員数は定員どおり4名、さらに葬儀の際の「棺の担い手(葬儀委員)」も定員どおりの10名が記されている。

(94) Dingedahl, *op.cit.*, pp.123ff.

(95) ハンブルクの17世紀中葉における教会音楽の変質と都市音楽家職の教会音楽の参入に関しては、1641年に当市のカントール職に就任したトーマス・ゼレが重要な役割を果たした。詳しい事情については、以下の論稿を参照。

L. Krüger, "Verzeichnis der Adjuvanten, welche zur Musik der Cantor zu Hamburg alle gemeine Sontage hochst von nöthen hat," *Beiträge zur hamburgischen Musikgeschichte*, hrsg.von H. Husmann (Hamburg 1956): pp.15-21.

上尾「近代初頭の楽師組合 Rollbrüderschaftの研究」広島大学修士論文(未刊): pp.33-35.

(96) 17世紀後半から18世紀前半にかけてのハンブルクの音楽生活に関しては、様々なテーマで数多くの論考がなされている。詳しくは、上尾、前掲論文: pp.36f. とその註に示された文献を参照されたい。

MUSICIANS' GUILD IN HAMBURG

◀ Summary ▶

Shinya Agario

The transition of the social status of professional musicians living by their music rests on the following premises. From the 13th century, secular musicians (Spielleute) who had been wandering folk-musicians (fahrende Musikanten) started to settle in medieval towns. Under "town protection," musicians gradually outgrew their independent positions by being submissive to town authorities and forming among themselves craft guild (Zunft)-like musicians' guilds (Bruderschaft). From the 18th century, musicians whose positions had been servants or a sort of guild members started to obtain their economically and socially independent positions. Within this process an extremely influential factor was the rise and fall of musicians' guilds.

The theme of this paper is to depict the activities of Hamburg's musicians' guild (so-called "Grünrollbruderschaft") which prospered in the early-modern 17th century, by considering their rules; and at the same time to explicate the cause and effect of their rise and fall by taking into account the prevailing conditions.